

抑留研究の成果と今後の課題

Recent Achievements of Research on Japanese POWs in the Soviet Union and its Further Tasks in the Future

富田 武
Takeshi Tomita

I. はじめに

筆者は本国際シンポジウムに「シベリア抑留問題の論点整理と研究課題」と題するメモ及び参考文献を提示した。しかし、シンポジウム終了後に相次いで重要な著作が刊行されたので、前者を改稿することにした。

振り返ってみると、従来の抑留研究の著作としては（論文を除く）、まず若槻泰雄『シベリア捕虜収容所』（上・下、サイマル出版会、1979年／明石書店、1999年）が挙げられる。自身が兵役体験を持ち、復員後長く日本海外協会連合会（現・国際協力事業団）に勤務し、引揚や移民の問題に取り組んできた経験を踏まえた著作だが、主に引揚援護庁の聞き取り調査を含む資料に基づいて書かれている。ソ連の公文書が利用可能になったのはソ連崩壊後の1992年初めからだが、それを利用してまず著作を刊行したのはロシア人研究者であった。

日本ではロシア文学者の阿部軍治が『シベリア強制抑留の実態—日ソ両国資料からの検証』（彩流社、2005年）を著した。しかし、自らロシア諸公文書館で資料を読んだわけではなく、「三重苦」（飢え、寒さ、重労働）と「民主運動」＝洗脳を告発するに急で、歴史叙述に求められる客観性を欠いていると言わざるを得ない（コンパクト版が『慟哭のシベリア抑留—抑留者たちの無念を想う』彩流社、2010年）。ついで2011年10月ロシア史研究会大会のセッションで、筆者が「日米ソ公文書に見るシベリア抑留—研究の現状と課題」を報告した（『ロシア史研究』掲載は2012年6月）。

その後今日に至るまで幾つかの研究成果が現れた。中でも2013年後半に出された三つの著作は重要である。第一は、ガヴリーロフ・カタソーノヴァ編『ソ連における日本人捕虜 1945-1956』という資料集（ロシア語）、第二は、長勢了治『シベリア抑留全史』（原書房、2013年）、第三は、富田武『シベリア抑留者たちの戦後—冷戦下の世論と運動 1945-1956』（人文書院、2013年）という研究書である。

II. 資料集『ソ連における日本人捕虜 1945-1956』について

この資料集がなぜ重要かという点、従来ロシアで刊行された資料集は『ルースキー・アルヒーフ 大祖国戦争』であれ、『ソ連における捕虜 1939-1956』『内務人民委員部／内務省捕虜・抑留者管理総局の地域的構造 1941-1951』であれ、ドイツ人等の捕虜を含むもので、日本人捕虜に特化した資料集ではなかったからである。しかも、編者の一人カタソーノヴァはベレストロイカ

期から日本人捕虜問題を研究し、全国抑留者補償要求協議会・斎藤六郎会長の秘書を務め、日本側の事情や運動に通じているため、その資料選択と編集が信頼できるからである。資料集の構成は以下の通り。

第1部 ソ連における日本人捕虜とその送還

第1章 ソ連における日本人捕虜とその送還（文書73点）

第2章 捕虜の労働利用（38点）

第3章 収容所における政治及び大衆文化活動、捕虜の民主・反ファシスト運動、捕虜のソ連在留に対する評価（41点）

第2部 日本人ソ連抑留及び送還の国際的な軍事・政治的諸相

第1章 日本人捕虜・抑留者の送還（78点）

第2章 日本人捕虜送還をめぐる旧連合国間の政治闘争と外交活動（112点）

第3章 同胞帰還促進のための日本の国家機関と社会団体の活動（101点）

第1部は上記資料集とも重複する部分があるが、新たな文書も含まれている。第1章では、第一は、日本軍（大多数は関東軍）降伏以降の捕虜の集結、作業大隊の編成、野戦収容所（方面軍管轄）への収容、そしてソ連移送に関するロシア国防省中央公文書館の文書で、これは編者だけが入手できたものである。例えば、野戦収容所における捕虜処遇（居住、衛生、給食等）の実態は従来ロシアでも知られていなかったが、幾つかの文書に見ることができる（例えばNo.16）。第二は、極東・シベリアに送られた日本人捕虜で病弱者2万人を北朝鮮に逆送する件に関するロシア国立軍事公文書館の文書がいくつか含まれている（どの地方・州から逆送する予定だったか等が分かる—No.30）。

第2章には、第一に、経済機関（トラスト）と収容所管理部の労働利用に関する契約の文書がいくつか含まれており、そこには経済機関側の義務（技術指導、作業指示書等）も規定されていたが、これが守られていないという報告書がある（No.4; 7）。林業などでは一種の「丸投げ」がなされていた可能性が高いが、収容所指導機関側の文書だけでは判断できない。このような経済機関と収容所との関係の解明はケース・スタディを要する。第二に、従来あまり知られていなかった国防省直轄の労働大隊に関する文書がいくつか含まれている。労働大隊の収容所が居住、衛生、給食等において一般の（内務人民委員部／内務省管轄の）収容所とさして変らない実態だったことが窺え、ソ連軍将校が捕虜を私用に使役する悪弊も指摘されている（No.31; 27）。

第3章には、第一に、内務省ハバロフスク地方収容所本部政治部長ナウモフ少佐の文書が数多く含まれている（No.6; 8; 12 etc.）。同地方こそがソ連側の政治教育と捕虜による「民主運動」の中心地だったことから、その責任者の文書を数多く収録するのは当然であり、研究上有益である。第二に、政治教育と「民主運動」に関する情報は、ナホトカやホルムスク（樺太の真岡）の送還収容所におけるそれ以外はとくに目新しいものはない。1947年3月の民主グループ代表者会議の文書はあるが（No.14; 15）、1948年5月の第1回、49年5月の第2回反ファシスト代表者会議の文書は含まれていない。第三に、捕虜のソ連在留に対する評価は総じて「民主運動」寄りのソ連礼讃で、あまり価値がない。但し、ウクライナのハリコフに抑留された日本人将兵は北朝鮮から移送され、ハルビン・ゴル（ノモンハン）以来の捕虜がイマン湖付近のホルホーズで働いているという『人民新聞』1947年7月16日記事の露訳（No.38）、ウズベクのアンゲレンに抑留されている国際法学者・尾上正男の近況を伝えた『南日本新聞』1948年3月18日の記事の露訳（No.40）など、いくつか興味深い文書も見受けられる。

第2部第1章には、第一に、ソ連側が日本人捕虜送還を遅らせた理由が、主として戦後復興のために、とくに労働力不足の極東で捕虜労働を必要とした点にあることを示す文書が数多く含まれている。例えば、南サハリンに抑留された日本人約24万の帰還が遅れ、1949年半ばまでかかったのは、木材・製紙工業等の労働力確保のためであった(No.6)。サハリン州指導部と内相及び閣僚会議送還業務全権代表との対立さえ見られた(No.27)。第二に、誰を送還から外すかについては1948年4月12日付内相命令に示されている(No.46)。諜報・防諜・懲罰機関員、司令部要員及びスパイ・後方攪乱養成学校生徒、731部隊関係者、対ソ戦争を準備した将官及び将校、張鼓峰及びノモンハン事変の責任者、ファシスト団体「協和会」幹部などである。なお、北朝鮮からの送還の順位は、失業者及び難民、軍人家族、熟練労働者及び職員、捕虜だったが(No.7)、熟練労働者及び職員が遅れたのは「留用」(労働力としての利用)のためであった。第三に、モンゴルからのナホトカ経由の送還(1947年10-11月、約1万人)の記録も重要である(統計数字のみだが)。

第2章は、送還をめぐる米ソ間の駆け引き、闘争に関する文書を収録したもので、ロシア連邦外交政策公文書館やタス通信の報道が多数を占める。すでにカタソノヴァが自著『ソ連における日本人捕虜』『第二次世界大戦最後の捕虜』でかなり利用したものである。第一に、ソ連が送還を遅らせた国民経済の事情は先述したが、外交当局としては国際世論を考慮し、いずれ日程に上る連合国と日本との平和条約を念頭に置くべきことを、早くも1946年9月時点で理解していた。但し、この時点では「国民経済計画の履行を基本的に妨げない範囲で送還を実施する」と、経済復興を優先する立場で表現された(No.16)。第二に、外交権を持たない日本政府の対ソ要求をソ連側が掴んでいた文書が含まれている。日本人抑留者が労働で稼いだ金銭や私物が収容所当局によって没収されていることに抗議し、没収の場合はソ連政府発行の受領証があれば日本政府が支払うという方針を示した終戦連絡事務局の文書(No.31/全抑協=在鶴岡終戦記念館)、日本人捕虜・抑留者に関する情報の提供と帰還者が死亡者名簿、残留者名簿、骨壺及び遺品を持ち帰ることの許可を求めた日本政府覚書(No.33)である。第三に、対日理事会における米ソの応酬(No.53; 60 etc.)とソ連代表たるデレヴヤンコ、キスレンコの活動(キスレンコに対する日本共産党徳田書記長らの陳情No.38等)に関する文書が含まれている。米国代表のシーボルトが1949年12月の理事会で、ソ連に残留する日本人は37万人だと主張して以来の米ソの応酬がフォローされている(No.53 etc.)。むしろ、対日理事会議事録は英文でも残され、部分的には日本の新聞でも報道されたので初見ではないが、マッカーサーとのやり取りも含めてソ連代表の側から整理できる。

第3章は、率直に言って、本資料集で最も弱い部分である。政府の引揚(帰還)政策と引揚者の運動の扱いがほとんど引揚促進に限定されているのは、ソ連側の関心が引揚者の生活にまで及んでいなかったからであり、編者の関心が米ソ及び日ソ関係の文脈における引揚問題にあるからに他ならない。第一に、政府のとった行動として「ポツダム政令」(1949年8月11日の引揚地における歓迎行動を制限した政令—No.25)、「引揚白書」発行(1951年7月—No.53)などが日ソ国交回復(1956年10月)に至るまで挙げられているが、その政治的文脈(前者なら「逆コース」開始、後者なら朝鮮戦争の最中)が「解説」(612-622頁)で触れられていない。第二に、日本の引揚(帰還)者運動及び団体は、資料をほとんどタス通信内部情報に依存しているためあって、きわめて不十分にしか紹介されていない。引揚運動における保守系と共産党系(ソ連帰還者生活擁護同盟)との対立が露わになる1949年6月末の舞鶴港における出来事(それへの対策が上記ポツダム政令)は、新聞記事の紹介さえない。引揚者団体に関する包括的な唯一の情報は対日理事会ソ連代表のモスクワへの報告(No.15)であるが、不正確である。また、徳田共産

党書記長のソ連代表部陳情の情報はあがる(No.14)、「徳田要請」問題をめぐる国会証人喚問と菅季治事件の報道は取り上げていない。共産党の1950年分裂と日本帰還者同盟(ソ帰同後継団体)の衰退には触れず、ソ連当局の頑な態度が抑留者家族の運動を政府側に追いやったとする「解説」は不適切である。

以上のように、本資料集はいくつかの弱点にもかかわらず、日本の抑留研究を前進させる上で大きな価値を有する。編者の長年の努力がようやく実を結んだことを喜ぶたい。

III. 長勢了治『シベリア抑留全史』について

本書は以下のような篇別構成をとっている。

- 第1章 ロシアの領土拡大と日本—ソ連モンゴル抑留の前史
- 第2章 第二次世界大戦と日ソ戦争
- 第3章 ソ連侵攻後の在留邦人の惨状及び引揚げ
- 第4章 日本人のソ連モンゴルへの移送
- 第5章 収容所国家ソ連
- 第6章 抑留者数と死亡者数
- 第7章 食料、あるいは飢饉
- 第8章 強制労働
- 第9章 衛生と医療
- 第10章 死者と埋葬
- 第11章 抑留者の日常生活
- 第12章 思想教育、あるいはシベリア「民主運動」
- 第13章 ダモイ(帰国)
- 第14章 無実の囚人、長期抑留者
- 第15章 ロシア以外の抑留状況
- 第16章 引揚げ促進運動と抑留者運動
- 終章 ソ連モンゴル抑留が遺したもの

本文601頁に及ぶ本書の特徴は、以下の諸点にある。第一に、ロシアの著作及び資料をベースに、回想記によって補完する形で、抑留のほぼ全側面を、しかも詳細に検討、叙述している。『戦後強制抑留史』(平和祈念事業特別基金編、全8巻、2005年)が引揚援護庁資料(聞き取り)をベースにしているためのバイアスを伴うのに対して、旧ソ連公文書によって客観性と全体性を与えている。範囲は通例なら日ソ戦争から帰国までのところを、日ソ関係の前史と抑留者たちの帰国後の運動までカバーしている。終章では抑留記、抑留絵画、歌、ロシア語、遺跡(建物等)を取り上げている。端的な例を挙げると、従来よく知られていなかった鉱山労働に伴う「シベリア珪肺」を叙述した点に、著者の「神は細部に宿る」探求精神とこだわりが現れている。

第二に、従来はシベリア抑留の通称が示すように、関心が抑留者の大多数が送られた極東・シベリア地域に集中しがちであったが、著者は「ソ連モンゴル抑留」のネーミングを提唱するとともに、ロシア以外の地域も叙述し(第15章)、樺太、千島、北朝鮮、満洲での抑留(著者の言う「現地抑留」、但し、南樺太と千島は1946年2月にソ連編入)にも十分に留意して叙述して

いる。そこでは日本軍捕虜と民間人抑留者の大多数は、ソ連領におけるような捕虜収容所には入れられなかったものの、ソ連のために旧来の仕事の継続を強制されたのである。

第三に、関東軍について、その「労務提供」疑惑は否定するが、居留民を保護しなかった点を当然のことながら指摘している。関東軍将兵50万人のソ連領移送を定めた8月23日国家防衛委員会決定（通称スターリン指令）に先立つジャリコーヴォ停戦会談で瀬島参謀中佐が「労務提供」を申し出たという疑惑には証拠がないとする（評者もこの点に関する限り同意見）。他方、関東軍が総司令部を新京から通化に移し、満洲西部・北部の防衛を放棄しながら、その旨を国境地帯の開拓団員らに伝えず、ソ連軍侵攻に晒したことを批判するのである。

第四に、抑留後も帝国軍隊の階級制度は、労働指揮上ソ連収容所当局にとって好都合のため温存されたが、将校、下士官にとっても好都合で、兵士に対する暴力や食事のピンハネが横行した点、それが階級章撤廃に始まる反軍闘争を呼び、さらには「民主運動」（兵士が当局の監視下で収容所運営に大きな発言権を持つようになったこと）の根拠となった点を指摘している。著者は総じて「民主運動」、とくにイデオロギー的側面に否定的だが、右のような根拠があったことは認めているわけである。

第五に、いわゆる「三重苦」については総じてよく整理されている。作業ノルマの達成度に応じた給食の導入と廃止も根拠＝内務省令が示されている。但し、ノルマ給食の廃止がノルマ賃金の本格化と軌を一にし、労働生産性向上の手段が現物から賃金へと移行したことを明示的に指摘すべきである。また、作業ノルマを「一人一日の基準作業量」（235頁）とするのは不正確で、通常の産業部門では「1時間または一交替（8時間）あたりの標準作業量」であったものが収容所では「一日」に歪曲され、達成まで働かせる長時間労働の根拠となり、捕虜も収容所職員もそう理解していたのである。

第六に、長期抑留者、すなわち1950年4月のソ連による「送還完了」声明以降も抑留されていた人々、とくに「戦犯」を重視して叙述している。数の上では抑留者全体の5%未満だが、極東国際軍事裁判の「平和に対する罪」「人道に対する罪」という普遍的規範によってではなく、国内（正確にはロシア共和国）刑法第58条違反＝スパイ罪、「資本主義幫助」罪等の廉で、拷問を伴う取調べを受け、物的証拠もなければ弁論さえも許されない「裁判」により有罪とされたことの不当性を明らかにしている。

第七に、送還の遅れ、とくに1946年12月の米ソ協定に定める毎月5万人送還のペースが落ちてきたことは、カルポフの著作と後藤敏雄の回想により、経済復興の必要上日本人労働力を引留めておきたかった事情から説明されるが（428-429頁）、これは正しい。細かなことだが、興南（朝鮮北部）の送還用第53収容所が役割を終えると、ナホトカ＝第380送還収容所に付設された通常の捕虜収容所が第53収容所と名付けられたことを、評者は本書から知った。

第八に、捕虜労働がソ連にとって経済的に引き合うものだったのかという問題については、上記資料集『ソ連における捕虜 1939-1956』から収容所の維持費（捕虜給養費を含む）と捕虜の生産高の数字を引き、ようやく1949年になって後者が前者を上回ること、つまり総じて引き合わなかったことを示している。この数字は評者も引用したことがあるが、この資料だけでは不十分で、「経済学的裏づけの検証が必要である」（254頁）という著者の判断に同意する。

次に評者が同じ抑留研究者として疑問を感じ、意見を異にする点に進みたい。第一に、著者は抑留前史を叙述しながら、日本政府・軍部首脳（最高戦争指導会議）が戦争の最終局面で不決断を繰り返し、迷走したことによって不必要な犠牲（原爆と抑留など）を国民に強いた点にほとんど言及していない。和平を求める近衛文麿上奏を昭和天皇が「一撃を与えてから」と退けたこと、ヤルタ会談におけるソ連参戦密約に関する在外公館の情報を大本営陸軍部幕僚が握りつぶしたこ

と、ソ連に中立条約の廃棄通告を受けているにもかかわらず（佐藤尚武駐ソ大使の反対を押して）対米英戦争の和平仲介を依頼すべく近衛を派遣しようとしたこと、ポツダム宣言にソ連が加入していないことをもって（参戦国ではなかったから当然だったのに）和平仲介の幻想を維持したこと、そして同宣言の「無条件降伏要求」を「国体護持」と絶対に両立しないと読み違えたこと、以上である。

従って第二に、抑留はもっぱらスターリンと共産主義の極悪非道に帰せられ、日本側の上の意味の責任（先の第三点＝関東軍による棄民だけではなく、敗戦直後に、国内食糧不足を理由として在外軍民の「暫時現地残留」を指示したことも）はむろん、日本が満洲国を樹立して中国人民を支配し、関東軍が対ソ戦争を挑発したという背景は不問に付されている。第1章を読むと、ロシア・ソ連の膨張主義が悪の根源で、日露戦争も正当な防衛戦争であるのみならず、ロシア革命後は共産主義を輸出しようとしたのだから防衛するのは当然だったという歴史観に立っているように思われる。

第三に、先の第四点の指摘の一方、将校がジュネーブ条約の規定にもかかわらず労働を強制されたのは不当だとするのは措くとして（条約上はその通りだが、状況から労働せずに済んだのか）、この労働強制への抵抗、とくに「民主運動」への抵抗を「サムライ」として賛美するのは看過できない（381-385頁）。一部の将校が収容所当局に迎合したことはたしかだが（エラブガ収容所で1946年7月に、花井京之助大佐以下2572名の将校が「スターリンへの感謝文」に署名一露訳がII.の資料集に掲載）、そうしなかった将校を信念の人と評価するのは、客観的には戦前の軍人精神を賛美するに等しい。

第四に、抑留者送還の遅れ（先の第七点）を含む対日理事会における米ソの論争の評価は、ソ連だけを非難して事足りるとするわけにはいかない。本書は1950年4月のソ連による「送還完了」声明のくだりで、日本政府の「約37万人の未帰還者がいる」見方を挙げているが（458頁）、これは2000年12月公開の外務省文書によって反証済みである。1949年10月7日付外務省管理局长倭島英二のメモは「総司令部から事実上押しつけられた数字」（この時点では約50万）と認め、1951年5月の内部文書では未帰還者は1万5000程度と記されていた。つまり、米国及びGHQ側は反ソ宣伝のために未帰還者数を誇大に発表し、日本政府及び新聞も従わせたのである。この点は村山常雄らも指摘済みであり、触れないのは著者の見落としと言わざるを得ない。

第五に、著者は戦後日本の民主化の評価において、GHQ主導の民主化にも否定的である。ソ連式の民主化を共産主義化だと断定するのはむろん、米国流の民主化も日本民族を骨抜きにするものだと、日本は明治天皇の「五箇条のご誓文」以来「独自の民主主義を育ててきた」と主張する（405頁）。この「日本独自の民主主義」には敢えて反論しないが、戦後の一時期、冷戦と「逆コース」が明瞭になる1948年末頃までは、日本は米国流民主化とソ連式民主化の競合、闘争の場だったと解釈できる。このソ連式民主化は当時の東欧の「人民民主主義」と軌を一にするもので、日本共産党も野坂参三の「平和革命」論に代表される穏健路線をとっていたのである（民主化の担い手が共産主義者でなければならないから、ソ連は抑留者に政治・イデオロギー教育を行った）。

以上かなり厳しい批判もしたが、本書が従来の日本の抑留研究書の水準を上げたこと、今後「全史」として一種の事典の役割を果たすことは断言できる。在野の研究者がロシア諸公文書館を利用しにくい条件下で、ロシアの研究書及び資料集を徹底的に読み込んで、評者のようにロシア公文書を利用している者が気付かない点まで教示してくれることに敬意を表したい。

IV. 富田武『シベリア抑留者たちの戦後』について

篇別構成は以下の通りである。

はじめに

第1章 シベリア抑留概観

- 第1節 日ソ戦争一捕虜と抑留者
- 第2節 収容所の運営と虜囚生活
- 第3節 反軍闘争と「民主運動」
- 第4節 帰還者と死亡者

第2章 抑留報道と帰還者運動

- 第1節 『毎日新聞』の抑留・帰還報道
- 第2節 帰還者の国会証言と論争
- 第3節 帰還者と家族の運動

第3章 共産党と帰還者運動

- 第1節 共産党の帰還者対策
- 第2節 共産党系の団体
- 第3節 共産党とモスクワ

第4章 シベリア抑留者群像

- 第1節 ソ連エージェント
- 第2節 ソ連残留者たち
- 第3節 抑留の語り部たち

自分の著作を客観的に評価するのは難しいし、素材となる書評も管見の限り未だ出ていない（1月20日時点）。ただ、次のようなことだけは言えるのではないか。

抑留研究の弱点の一つは、抑留者の帰国後の生活や運動について、個々人の回想記以外に見るべき著作がないことである。彼らの生活史は無理でも、運動史の再構成は、資料の散逸、指導者の高齢化により、これまた難しくなっている。この困難な現状を打開する第一歩が、長澤淑夫『シベリア抑留と戦後日本—帰還者たちの闘い』であった。それは抑留帰還者の運動、とくに労働補償要求の運動を政府や裁判所の対応（無視と否定）との関係で描き、国家の戦争責任と戦後責任を問うた労作である。ただ、資料の関係もあつてか、全国抑留者補償要求協議会（1979年結成）の運動に重点が置かれ、初期の運動については叙述が少ない。

本書は、その初期の運動（1945-1956年）の全体像と意味を明らかにしようとする野心作である。初期の運動の研究が困難だったのは、当初から親ソ「民主運動」派と反ソ保守派に分裂し、対立が今日に至るまで尾を引いていたからである。また、共産党とその影響下にあったソ連帰還者生活擁護同盟と後継の日本帰還者同盟の文書が、とくに後者が1950年の党非合法化と分裂によって破棄され、散逸したと見られるからである。それでも著者は、『アカハタ』『前衛』を丹念にフォローし、近年出版された『戦後日本共産党関係資料』の党内文書を利用した。ソ帰同については機関紙（国会図書館憲政資料室所蔵）を用い、日帰同は機関紙がないため、右資料集の党内文書と法務府特審局（1952年破防法成立とともに公安調査庁に）『特審月報』の叙述、生存している元中央委員二人へのインタビューを資料とした。しかも、旧ソ連の公文書の中には日本共産党やソ帰同に関する文書が、駐日代表部や対日理事会ソ連代表による党幹部との会見や情報収集も含

めて見出されるので、これに助けられた。

と同時に、本書は在外同胞帰還促進全国協議会や支援団体の健青会のような保守系の団体も機関紙や回想録などを用いて描き、彼らが「逆コース」と共産党分裂、朝鮮戦争勃発という内外冷戦の激化に乗じて引揚者運動の主導権を握ったことも明らかにしている。また、そうした政治対立に翻弄された人々の代表、象徴とも言うべき菅季治の悲劇をも浮き彫りにした。

本書はまた、「冷戦下の世論と運動」の前提として第1章に「シベリア抑留概観」を置いている。それは、帰還者たちにとって抑留体験が肯定的にせよ、否定的にせよ大きな意味を持っていたため、個別の体験を越え、位置づける客観的な全体像が未だ確立していない以上、日米ソの公文書を読んで得た知見を提示すべきだと考えたからである。実際、著者はロシアの公文書館に通い続け、その度に、例えば「民主運動」における吊し上げが収容所当局の指導の結果ではなく、アクチヴの急進化によるものだったこと、送還の遅れが戦後復興のための労働力確保の要請という地方の圧力によるものだったこと、と同時に、労働力不足の地方（極東や中央アジア）においてこそ抑留者と現地人の交流があったこと等を示す文書を見出し、認識を豊かにすることができた。

V. おわりに

最後に、上記三著作が今後の抑留研究のスタート台になることを指摘した上で、なお多くの課題があることを指摘せざるを得ない。第一に、ロシア、日本とも公文書の開示が不十分で、ロシアの場合は利用できるものも個々の研究者の細切れ（短期間）作業に委ねられている。第二に、総論的研究はある程度まで進んだが、ケース・スタディ（従来はカラガンダ、コムソモリスク・ナ・アムール程度）の積み上げも必要である。第三に、2015年敗戦＝抑留70周年に向けて国際的共同研究をさらに進めなければならない。また、以下のテーマが解明不十分で、今後重点的に研究すべきだと考えられる。

- (1) ソ連最高指導部が8月16日時点の捕虜満洲留置方針を変更し、23日の国家防衛委員会で50万人領内連行を決定したのは何故か。本シンポのテーマの継続である。
- (2) 満洲の野戦収容所での捕虜処遇はどんな実情だったか、ロシア国防省中央公文書館が戦後の文書を機密解除していないため、知ることができない。
- (3) 北朝鮮の日本人住民と満洲からの難民のうち残留した人々、極東・シベリアから病弱ゆえに逆送された捕虜はその後どうなったか、埋葬地も含めて北の体制が閉鎖的なために分からない。北朝鮮駐屯ソ連軍文書を閲覧できればよいが、これもアクセス困難な国防省中央公文書館所蔵である。
- (4) 日本軍に属した朝鮮人捕虜の送還は1948年9月25日付内相命令に基づくが、中国、共和国、韓国の送還先選別はどのように行われ、トラブルや抵抗はなかったのか。
- (5) 捕虜労働は「ペイしない」、つまり、稼ぎ高より給養費の方が高かったという評価がソ連国内では1940年代末からあったが、経済学的算出根拠が弱い（長勢、富田）。収容所廃止正当化の議論としては理解できるが、捕虜の労働「貢献」否定につながる。
- (6) 「戦犯」として有罪判決を受けた者の総数は不明であり、名誉回復された者も一部である。また、中華人民共和国建国後にソ連から中国に引渡された971名の「戦犯」の根拠が分かっていない。ロシア連邦保安庁及び検察庁は「個人情報保護」を理由に所蔵公文書へのアクセスを拒否している。

- (7) 中国・南太平洋地域の日本人捕虜（イギリス軍の日本人捕虜に関しては英文研究論文あり）、ソ連地域のドイツ及び同盟国軍捕虜（ドイツ人、オーストリア人、スイス人による研究あり）との比較も重要だが、未だ着手されていない。

